

鳥取県の特別支援教育

—理解と啓発のために—



〔絵本の読み聞かせ（小学部）〕



〔ダンス（幼稚部）〕

「県立鳥取聾学校」

県内特別支援学校一覧

	学校名	障がい種別	設置学部	所在地	電話番号 FAX番号 ホームページアドレス	関係施設
県立	鳥取盲学校	視覚障がい	小・中・高 (専攻科)	680-0151 鳥取市国府町 宮下1265	TEL (0857) 23-5441 FAX (0857) 23-5442 www.torikyo.ed.jp/torimo-s/	
	鳥取聾学校	聴覚障がい	幼・小・中・高	680-0151 鳥取市国府町 宮下1261	TEL (0857) 23-2031 FAX (0857) 27-8606 www.torikyo.ed.jp/toriro-s/	
	鳥取聾学校 ひまわり分校	聴覚障がい	幼・小・中	683-0004 米子市上福原 七丁目13-1	TEL (0859) 23-2810 FAX (0859) 23-2813 www.torikyo.ed.jp/toriro-s/himawari/introh.html	県立総合療育センター
	鳥取養護学校	病弱身体虚弱 肢体不自由	小・中・高	680-0901 鳥取市江津260	TEL (0857) 26-3601 FAX (0857) 27-3207 www.torikyo.ed.jp/toriyo-s/	県立中央病院
	白兔養護学校	知的障がい	小・中・高 (訪問)	689-0201 鳥取市伏野 1550-1	TEL (0857) 59-0585 FAX (0857) 59-1237 www.torikyo.ed.jp/hakuto-s/	社会福祉法人松の聖母学園 独立行政法人国立病院機構 鳥取医療センター
	倉吉養護学校	知的障がい 肢体不自由	小・中・高 (訪問)	682-0836 倉吉市長坂新町 1231	TEL (0858) 28-3500 FAX (0858) 28-1144 www.torikyo.ed.jp/kurayo-s/	県立皆成学園
	米子養護学校	知的障がい	小・中・高	689-3543 米子市蚊屋343	TEL (0859) 27-3411 FAX (0859) 27-3420 www.torikyo.ed.jp/yonagoyo-s/	
	皆生養護学校	肢体不自由	幼・小・中・高 (訪問)	683-0004 米子市上福原 七丁目13-4	TEL (0859) 22-6571 FAX (0859) 38-3485 www.torikyo.ed.jp/kaikeyo-s/	県立総合療育センター
市立	米子市立 米子養護学校	病弱身体虚弱	小・中	683-0006 米子市車尾 四丁目17-9	TEL (0859) 33-4775 FAX (0859) 37-2715 www.torikyo.ed.jp/sibeio-s/	独立行政法人国立病院機構 米子医療センター
国立	鳥取大学附属 特別支援学校	知的障がい	小・中・高 (専攻科)	680-0947 鳥取市湖山町西 二丁目149	TEL (0857) 28-6340 FAX (0857) 28-7078 www.fuzoku.tottori-u.ac.jp/yougo/	

1

特別支援教育がめざすもの

特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

また、特別支援教育は、これまでの障がい児教育の対象だけでなく、知的な遅れのない発達障がいも含めて、**特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍するすべての学校**において実施されるものです。

特別支援学校では、障がいの程度が比較的重い子どもを対象としており、教育内容・方法を工夫したきめ細かな指導が行われています。

小・中学校等においては、特別な支援が必要な子どもに対して、学校全体で支援していくこととされています。障がいの状態によって、特別支援学級での指導や通級による指導、通常の学級における障がいに配慮した指導が行われています。

2

一人一人の教育的ニーズに対応するために

障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な児童生徒については、一人一人の障がいの種類・程度等に応じ、特別な配慮の下に、「特別支援学校」や小学校・中学校の「特別支援学級」あるいは「通級による指導」において適切な教育が行われています。

視覚障がい教育

保有する視力の最大限の活用とともに、触覚や聴覚など視覚に代わる感覚を活用し、予測と確かめの力の育成を中心とした指導を行います。

聴覚障がい教育

保有する聴覚や視覚からの情報の活用により、言語概念の形成、言語受容・表出に関する能力の育成を中心とした指導を行います。

知的障がい教育

一人一人の言語面、運動面、知識面などの発達の状態や社会性などを十分把握した上で、生活に役立つ内容を実際の体験を重視しながら、個に応じた指導や少人数の集団で指導を行います。

肢体不自由教育

工夫された施設設備や一人一人の障がいの状態に応じた適切な教材・補助具を活用し、身体の動きの改善を図ることやコミュニケーションの力を育てる指導を行います。

病弱・身体虚弱教育

医療機関と緊密な連携を図りながら、身体面及びメンタル面の健康維持を中心とした指導を行います。学習空白や心理面に配慮した学習を行います。

言語障がい教育

児童生徒の興味・関心に応じた自由な遊びや会話等を通して、正しい発音や楽に話す方法の習得を中心とした指導を行います。

自閉症・情緒障がい教育

自閉症等の児童生徒については、言語の理解と使用や、場に応じた適切な行動などができるようにするための指導を行います。また、主として心理的な要因による選択性かん黙等がある児童生徒については、安心できる雰囲気の中で情緒の安定のための指導を行います。

LDの支援

LDの場合は、聞く・話す・読む・書く・計算する・推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すので、障がいの状態に応じて、困難を示す状態や行動を改善していくような支援を行います。

ADHDの支援

ADHDの場合は、少集団の中で順番を待ったり最後まで話を聞いたりする指導や、余分な刺激を抑制した状況で課題に集中して取り組むことを繰り返す指導などを行います。

高機能自閉症の支援

社会生活上の困難さに対して、知的発達や経験の状態、過敏性等の特性を考慮しながら、身辺自立をはじめとして、具体的な生活技能や対人関係形成のための技能の習得をめざした指導を行います。

特別支援学級は

障がいの比較的軽い児童生徒に、障がいの状態等に即した指導を行うために、必要に応じて特別に編成された少人数の学級です。

〈対象となる障がい種〉

知的障がい 肢体不自由
 身体虚弱 弱視
 難聴 言語障がい
 自閉症・情緒障がい

※病弱（院内）学級

疾患等により医療施設に入院している児童生徒が、その入院期間中、病気の状態に応じ、退院後の学校生活に適応できるように各教科の指導や健康状態の回復・改善を図る指導を行っています。

通級による指導は

通常の学級に在籍している障がいの軽い児童生徒を対象に、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障がいの状態等に応じて特別の指導を受ける教育形態です。

通級による指導を行う場として「**通級指導教室**」を設置しています。

通常の学級では

LD、ADHD、高機能自閉症等、特別な教育的ニーズを有する児童生徒に支援を行います。

特別支援学校は

障がいの比較的重い幼児児童生徒のための学校です。小学部、中学部、高等部があり、学校によっては、幼稚部や専攻科もあります。

それぞれ、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を養うことを目的とした教育が行われています。

〈対象となる障がい種〉

視覚障がい
 聴覚障がい
 知的障がい
 肢体不自由
 病弱（身体虚弱を含む）

※訪問教育

障がいが重いため、通学することが著しく困難な児童生徒について、可能な限り教育を受ける機会を提供するために、特別支援学校から教員を家庭などに派遣して、指導を行う教育形態を行っている学校もあります。

※通級指導教室のある学校

＜東 部＞	＜中 部＞	＜西 部＞
鳥取市立久松小学校（言語障がい） 鳥取市立湖山西小学校（言語障がい） 鳥取市立湖山小学校（発達障がい） 鳥取市立美保南小学校（発達障がい） 鳥取市立面影小学校（発達障がい） 八頭町立郡家西小学校（発達障がい） 県立鳥取聾学校 （難聴・言語障がい） 県立白兎養護学校発達障がい教育拠点 （発達障がい）	倉吉市立明倫小学校（発達障がい） 倉吉市立上灘小学校（言語障がい） 湯梨浜町立羽合小学校（発達障がい） 三朝町立西小学校（発達障がい） 三朝町立三朝中学校（発達障がい） 北栄町立大栄小学校（言語障がい） 琴浦町立八橋小学校（発達障がい） 県立鳥取聾学校さんさん教室 ※倉吉市立上灘小学校内 （難聴・言語障がい） 県立倉吉養護学校発達障がい教育拠点 （発達障がい）	米子市立明道小学校（発達障がい） 米子市立啓成小学校 （言語障がい・発達障がい） 米子市立就将小学校（発達障がい） 米子市立湊山中学校（発達障がい） 境港市立余子小学校（言語障がい） 境港市立境小学校（発達障がい） 大山町立名和小学校（発達障がい） 県立鳥取聾学校ひまわり分校 （難聴・言語障がい） 県立米子養護学校発達障がい教育拠点 （発達障がい）

※院内学級のある学校

＜東 部＞	＜中 部＞	＜西 部＞
鳥取市立病院内 鳥取市立美保南小学校 鳥取市立南中学校	県立厚生病院内 倉吉市立上灘小学校 倉吉市立東中学校	鳥取大学医学部附属病院内 米子市立就将小学校 米子市立湊山中学校

3

教育相談について

●特別支援学校の教育相談

県内の特別支援学校では、地域における障がいのある乳幼児や児童生徒の保護者、教員に対して教育相談を行っています。

月曜日から金曜日まで電話やファクシミリ、来校による相談や面談、学校見学等に随時応じています。幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等へ出かけて直接相談に応じる訪問相談もしていますので、各学校の特別支援教育コーディネーターにご相談ください。

※特別支援学校の相談窓口

学 校 名	障がい種別	特別支援教育 コーディネーター	電 話
県立鳥取盲学校	視 覚 障 が い	岡部 道隆	0857-23-5441
県立鳥取聾学校	聴 覚 障 が い	吉川 明美	0857-23-2031
県立鳥取養護学校	病弱・身体虚弱、肢体不自由	白岩裕美子	0857-26-3601
県立白兔養護学校	知的障がい	半田 美輪	0857-59-0585
県立倉吉養護学校	知的障がい、肢体不自由	佐伯志保子	0858-28-3500
県立皆生養護学校	肢 体 不 自 由	渡部真里子	0859-22-6571
県立米子養護学校	知的障がい	久城 敦子	0859-27-3411
鳥大附属特別支援学校	知的障がい	吉田 富貴	0857-28-6340

●LD等専門員による教育相談

(巡回相談)

担当区域のLD等専門員が小学校、中学校を計画的に訪問しています。

(依頼による相談活動)

担当区域内の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等からの依頼に応じ、LD、ADHD、高機能自閉症等の幼児児童生徒及びその指導に携わる教員や保護者等を対象に相談活動を行っています。

各園や各学校、PTA等の研修会にも講師として出かけますので、気軽にご相談ください。

(相談の申込み方法)

電話で申し込んでください。

相談担当区域	LD等専門員	所 属	電 話 番 号
鳥取市気高町・鹿野町・青谷町	中島 康太	県教育センター	0857-28-9882
鳥取市用瀬町・佐治町	加藤 典子	特別支援教育課	0857-26-7598
上記以外の鳥取市	金田 徹子	鳥取市立岩倉小学校	080-1937-2208
	田淵 伸子	鳥取市立北中学校	080-1937-2209
岩美郡、八頭郡	中林 康与	東 部 教 育 局	090-5373-6538
倉吉市(関金町は除く)	綾女 京子	県立倉吉養護学校	090-8998-9305
倉吉市関金町、三朝町	中島 朋子	中 部 教 育 局	0858-23-9250
湯梨浜町、北栄町、琴浦町	斉木 典子	湯梨浜町立北浜中学校	080-1937-2210
米子市、日吉津村	山本 晶子	米子市立明道小学校	0859-23-5432 (米子市教育委員会学校教育課)
	高辻 修治	米子市立東山中学校	
境港市、日野郡	勝部 百合	西 部 教 育 局	0859-31-5093
西伯郡(日吉津村は除く)	山本 泉弥	大山町立中山小学校	080-1937-2213

●鳥取県教育センター

(専門指導員による教育相談)

発達が気になりな幼児児童生徒についての相談を、**専門の指導員**が継続して支援しています。

- * 来所相談：午前9時～午後4時
- * 電話相談：午前8時30分～午後5時 〈専用電話 0857-31-3956〉
- * 訪問相談にも応じています。

(教育相談会)

発達の遅れや障がい、就学に関すること等について県内3箇所（東部・中部・西部）で、月1回程度**小児科、精神科の専門医**が相談に応じています。

上記の相談は鳥取県教育センター教育相談課に直接お申し込みください。
 〒680-0941 鳥取市湖山町北5丁目201 TEL: 0857-28-2322
 e-mail: soudan@kyoiku-c.torikyo.ed.jp FAX: 0857-28-8513

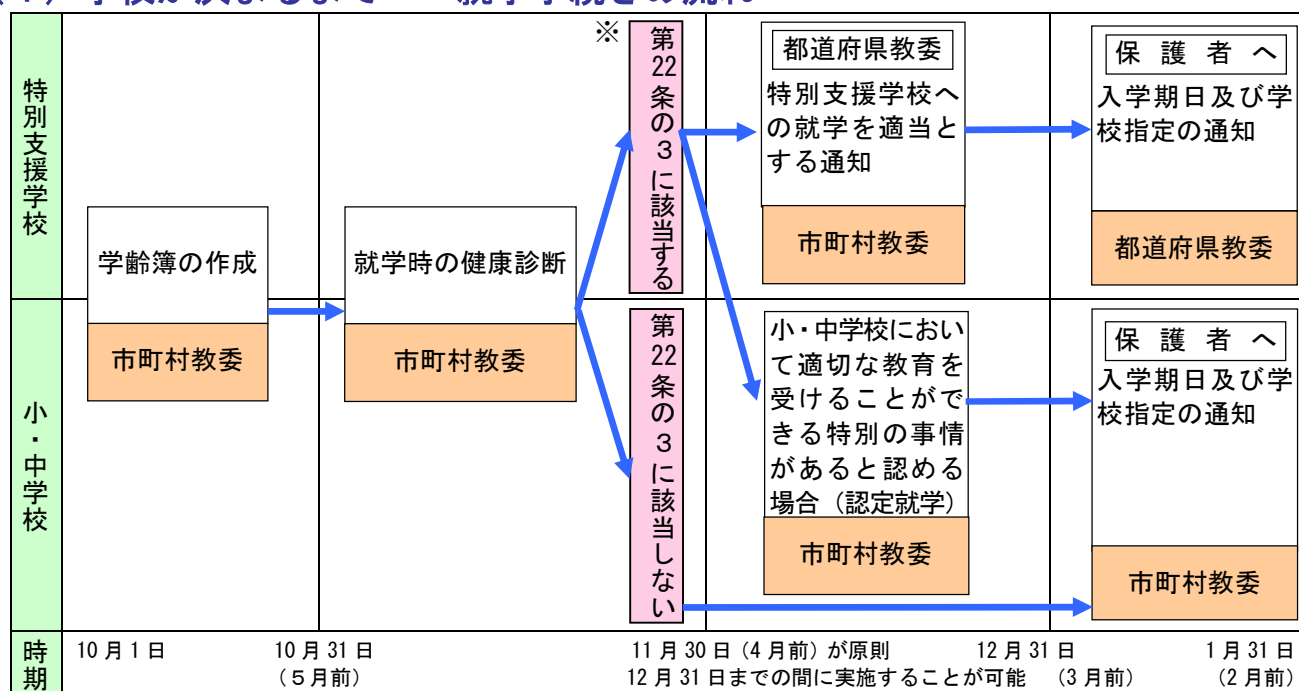
4 就学について

市町村教育委員会では、障がいのある幼児児童生徒の就学について就学相談を行っています。一人一人の発達や障がいの状態に応じて、持っている力を十分に伸ばすためには、どのような教育が必要か、最も適切な教育はどこで受けられるのか等について相談してください。

その上で、市町村教育委員会は、教育学、医学、心理学等の専門的知識を有する者の意見を聴くとともに、保護者の意見も聴くことにより、適正に就学先を決定します。

なお、疾病の治療又は生命・健康の維持のため療育に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な幼児児童生徒については、保護者の願い出により就学義務が猶予又は免除されます。

(1) 学校が決まるまで —就学手続きの流れ—



※学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）

(2) 就学奨励事業

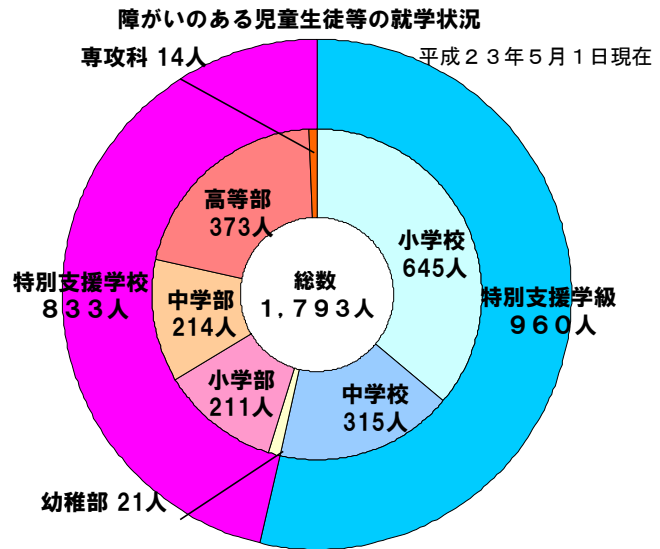
特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級に就学している幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減し、就学を奨励するために、その負担能力の程度に応じて就学に必要な諸経費（通学費、給食費、修学旅行費、校外学習費、学用品等）が支給されています。

5

鳥取県の特別支援教育の現況

平成23年5月1日現在、特別支援学校9校で833人の幼児児童生徒が教育を受けています。

また、小・中学校の特別支援学級では、960人の児童生徒が教育を受けています。



(1) 特別支援学校の現況

平成23年5月1日現在

区分	学校名	幼 児 ・ 児 童 ・ 生 徒 数														計		
		幼稚園			小学部				中学部				高等部				専攻科	
		本校	分校	計	本校	分校	訪問	計	本校	分校	訪問	計	本校	訪問	計			
特別支援学校	視覚障がい 鳥取盲学校	-	-	-	2	-	-	2	2	-	-	2	8	-	8	4	16	
	聴覚障がい 鳥取聾学校	11	3	14	7	7	-	14	7	3	-	10	2	-	2	-	40	
	知的障がい	白兔養護学校	-	-	-	41	-	4	45	43	-	1	44	98	3	101	-	190
		米子養護学校	-	-	-	47	-	-	47	51	-	-	51	137	-	137	-	235
		鳥取大学附属特別支援学校	-	-	-	10	-	-	10	13	-	-	13	25	-	25	10	58
	肢体不自由	倉吉養護学校	-	-	-	31	-	0	31	42	-	0	42	57	0	57	-	130
		皆生養護学校	7	-	7	26	-	4	30	15	-	1	16	12	4	16	-	69
		鳥取養護学校	-	-	-	23	-	-	23	11	-	-	11	7	-	7	-	41
	病弱	鳥取養護学校	-	-	-	1	-	-	1	10	-	-	10	17	-	17	7	28
市立米子養護学校		-	-	-	2	-	-	2	10	-	-	10	-	-	-	-	12	
合計		21	(8)		211	(141)		214	(90)		373	(89)		14	833			

※ () 内の数字は重複障がいのある児童生徒数を内数で表している。

(2) 特別支援学級の現況

●特別支援学級を設置する学校数、特別支援学級及び在籍者数

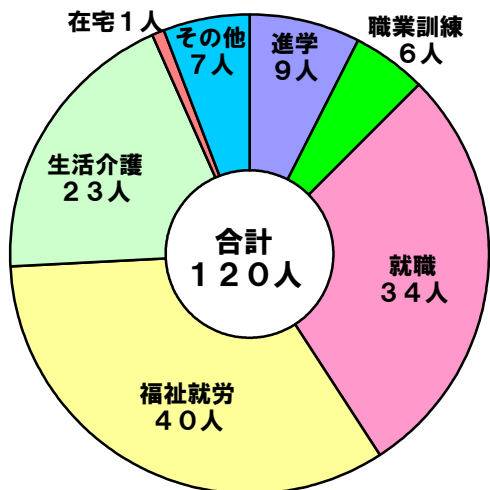
(平成23年5月1日現在)

区 分	設置学校数			設置学級数			児童生徒数		
	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計
知的障がい	104	51	155	106	55	161	293	163	456
肢体不自由	19	5	24	19	5	24	21	6	27
病弱・身体虚弱	8	3	11	8	3	11	14	6	20
弱視	1	0	1	1	0	1	1	0	1
難聴	10	4	14	10	4	14	11	4	15
言語障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自閉症・情緒障がい	106	47	153	111	50	161	305	136	441
計	248	110	358	255	117	372	645	315	960

(3) 進路状況

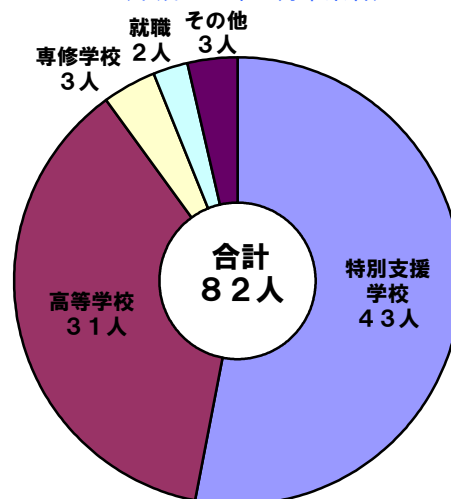
●特別支援学校

(平成23年3月高等部、専攻科卒業者)



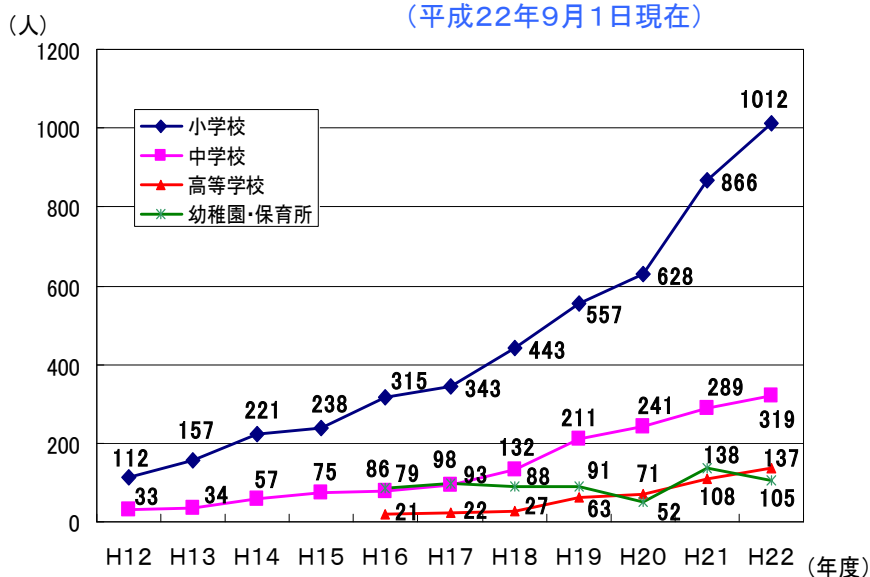
●中学校特別支援学級

(平成23年3月卒業者)



(4) 発達障がいのある児童生徒数

(平成22年9月1日現在)



※ 医師により、LD、ADHD、高機能自閉症、アスペルガー症候群と診断されている児童生徒のうち、学校が把握している児童生徒の数を表しています。

※ 平成21年度より広汎性発達障がいの診断を受けた幼児児童生徒を含んでいます。

6

障がい児福祉保健施策の情報

身体障がいや知的障がいのある児童、発達に不安のある児童とご家族が、よりよい日常生活や社会生活を送るために、さまざまな援助を行っています。 ※ [] …実施機関・相談窓口 制度名や施設種別名については「障害」表記

疾病・障がいの早期発見

疾病や障がいを早期に発見し、必要なアドバイスをを行います。

乳幼児健診等

乳児健診、1歳6か月健診、3歳児健診、5歳児健診（発達相談）等 [市町村]

相談・指導

健康相談指導（育児相談、育児教室、訪問指導）[保健所・市町村]
障がいの判定、相談・指導等を行います。[児童相談所]

在宅福祉サービス

在宅の障がい児等に、さまざまな福祉サービスの提供や医療面での支援を行います。

在宅福祉施設

障がい児等地域療育支援事業 [県立総合療育センター、県立鳥取療育園、県立中部療育園、県立皆成学園、鳥取市立若草学園、米子市立あかしや]
身近な地域での療育相談・アドバイスを専門スタッフがを行います。

地域療育担当支援員が、相談内容に応じて、各種福祉サービスの情報提供や利用のお手伝い、関係機関の紹介等を行います。

日中一時支援事業 [市町村]

特別支援学校終了後や長期休業期間等に、障がい児（者）を一時的にお預かりし、介護する家族の負担を軽減します。

放課後児童クラブ設置促進事業 [市町村]

昼間保護者のいない小学校低学年児童を、放課後等に保育します。

重症心身障がい児（者）通園事業 [児童相談所、鳥取医療センター：鳥取市、県立総合療育センター：米子市]

各種相談事業 [児童相談所] 各種相談等を受け付けています。

介護給付費制度 ホームヘルプサービス、児童デイサービス、ショートステイ [市町村]

市町村窓口で申請し、各種サービスを利用します。

障がい児・者在宅生活支援事業

● 施設入所障がい児・者在宅生活支援事業

(1) 入所・入院中の障がい児・者の一時帰宅を促進するため、一時帰宅時の在宅サービスの利用について一部を助成します。

● 要医療障がい児・者在宅生活支援事業

(1) 【新規】医療行為が必要な重症心身障がい児・者の受け入れ先を開拓するため、児童デイサービス事業所等に新たに看護師を配置する費用の一部を助成します。

(2) 【新規】医療行為が必要な重症心身障がい児・者を生活介護事務所が送迎する場合の経費について一部を助成します。

(3) 医療行為が必要な障がい児・者が家庭外で集まり活動する場合に、看護師の派遣費用の一部を助成します。

● 重度身体障がい者等在宅生活支援事業

(1) 【新規】人工呼吸器管理が必要な重症心身障がい児・者が入院する場合に、一時的に家族以外の者が付き添いする経費について一部を助成をします。

(2) 神経・筋疾患・痙直型四肢麻痺等の障がい児・者の排痰補助装置の貸与に要する経費の一部を助成します。

● 【新規】身体障害者手帳交付対象外難聴児への補聴器購入助成事業

(1) 身体障害者手帳の交付対象外で補聴器が必要な難聴児（小学生以下）に対し、補聴器等の購入費用の一部を助成します。

医療・補装具等の給付

特別医療費助成 [市町村] 重度障がい児（者）・ひとり親家庭、乳幼児等の医療費を助成します。

自立支援医療の給付 [県・市町村] 心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した生活を営むための医療制度です。

補装具の購入・修理 [市町村] 眼鏡、補聴器、義肢、車いす等身体上の障がいを補う用具に係る費用を支給します。

日常生活用具の給付 [市町村] 重度障がい児の日常生活を支援する用具を給付または貸与します。

障がい児保育

保育サービス多様化促進事業 [市町村]

障がいのある児童を保育する保育所に職員を配置します。

施設福祉サービス

施設への入所・通園について、児童相談所が支給決定します。

知的障害児施設 (県立皆成学園：倉吉市、松の聖母学園：鳥取市)

知的障害児通園施設 (鳥取市立若草学園：鳥取市、米子市立あかしや：米子市)

肢体不自由児施設 (県立総合療育センター：米子市)

肢体不自由児通園施設 (県立鳥取療育園：鳥取市、県立中部療育園：倉吉市、県立総合療育センター：米子市)

重症心身障害児施設 (鳥取医療センター：鳥取市、県立総合療育センター(児のみ)：米子市)

県外障害児施設 (松江療育園：島根県松江市、岡山かなりや学園：岡山県岡山市 等)

その他の施策

本人や家族の負担軽減や生活の安定のために、手当等の制度があります。

特別児童扶養手当 [県・市町村] 障がい児を監護・養育している者に支給します。

障害児福祉手当 [県・市町村] 重度の障がいがあり、日常生活に常時の介護を要する児童に支給します。

心身障害者扶養共済制度 [県・市町村] 加入している保護者等が死亡した場合などに障がい児（者）に年金を支給します。

障がいのある児童に関する相談先

○ 在宅の障がい児

東部：県立鳥取療育園 ☎0857-29-8889 鳥取市立若草学園 ☎0857-28-1233

中部：県立皆成学園 ☎0858-22-7188 県立中部療育園 ☎0858-22-7191

「エール」発達障がい者支援センター ☎0858-22-7208

西部：県立総合療育センター ☎0859-38-2155 米子市立あかしや ☎0859-29-2585

○ 児童に関する総合相談

東部：福祉相談センター ☎0857-23-1031 中部：倉吉児童相談所 ☎0858-23-1141

西部：米子児童相談所 ☎0859-33-1471